

県 政 協 議 会

令和 7 年 7 月 2 2 日 (火)
午前 1 0 : 3 0

- 1 . 農作物の生育状況等について
- 2 . 鳥獣保護管理法の改正に伴う緊急銃猟について
- 3 . その他

農作物の生育状況等について

配付資料 1

令和 7 年 7 月 22 日
農 林 水 産 部

1 気象経過

- 平均気温は、4月と6月で平年よりも高く、6月以降は顕著となっている。
- 降水量は、4月から5月にかけて平年よりも多かったが、6月は平年より少なかった。
- 日照時間は、4月から6月にかけて平年よりも少なく、特に4月は県内全域でかなり少なかった。

気象状況[秋田観測所]

	4月	5月	6月
平均気温 (°C)	10.7 [+1.1]	15.4 [±0.0]	21.6 [+2.0]
降水量 (mm)	151.5 [138%]	154.0 [123%]	91.5 [74%]
日照時間 (h)	74.6 [44%]	167.1 [90%]	162.7 [91%]

[]内は平年差または平年比

2 各作目の生育・出荷状況

(1) 水 稲

- 移植後（5月下旬頃）の低温・日照不足や6月下旬の日照不足等の影響により、分けつの発生が抑制されたため茎数は454本/m²[88%]と少なく、6月中旬以降は、高温で経過したことから草丈は72.4cm[113%]と長い。
- ほ場の生育状況に応じて、適切な追肥時期と量を決定するよう指導している。
- 気温が高く経過したため、生育は平年よりやや進んでいることから、出穂期（平年8月2日）もやや早まる見込みとなっている。

※水稲に関する記載内容は7月15日時点
[]内は平年同時期との比較

(2) 大豆

- 播種作業（平年6月13日）は、3～4日遅れたものの、出芽は概ね良好で、土寄せ作業は順調に進んでいる。

(3) 野菜

- 4月の降雨や日照不足による生育の遅延があったものの、6月以降、高温で経過したことから回復傾向にある。

- 高温が続くことで飛来性害虫・高温性の病害・生理障害の増加が懸念されることから、防除の徹底を指導している。

<えだまめ>

4月の播種作業の遅れによる影響がみられるものの、6月の高温により生育が回復傾向にあり、例年通り7月下旬から出荷が始まっている。

<ねぎ>

夏ねぎでは5日程度の定植作業の遅れやその後の生育遅延があるものの、例年通り7月下旬から出荷が始まっている。主力の秋冬ねぎの生育は概ね順調である。

<アスパラガス>

半促成栽培は、7月下旬から本格的な出荷が始まっている。

出荷量：141t[75%] 単価：1,800円/kg[117%] 販売額：254百万円[87%]

<きゅうり>

露地栽培は、7月下旬から本格的な出荷が始まっている。

出荷量：262t[87%] 単価：362円/kg[129%] 販売額：95百万円[112%]

<すいか>

概ね順調に生育しており、7月11日から小玉すいかの出荷が始まっている。

※出荷量・単価・販売額はJA出荷分
データは6月30日時点
[]内は平年同時期との比較

(4) 果 樹

- 4月下旬から5月中旬の天候不順により、各樹種の生育は平年より2～3日遅れている。

<おうとう>

開花期（4月下旬）の低温や降雨による結実不良、生育期（6月）の高温による収量・品質の低下により、出荷量は平年を下回る見込みとなっている。

出荷量：14t[53%] 単価：2,935円/kg[129%] 販売額：41百万円[68%]

<日本なし>

男鹿市、潟上市、八峰町では、4月下旬から5月上旬の降雹により1～2割の果実に傷が発生しており、出荷量は平年をやや下回る見込みとなっている。

<りんご>

主力品種「ふじ」の結実は良好であったものの、7月1日現在の果実肥大は、やや小玉傾向となっている。

(5) 花 き

- 4月から5月の天候不順により、定植作業・生育は3日程度遅れた。6月の気温上昇により生育が回復している。

<キク類>

高温の影響により、盆需要に向けた作型での出荷の遅れが懸念される。

<リンドウ>

6月からの高温で出蕾が前進傾向であり、盆需要の前にピークを迎える可能性がある。

<ダリア>

春先の天候不順により3日程度生育が遅れ、一番花の出荷量は21千本[54%]と平年より少ない。次の秋出荷に向けて、整枝作業を行っている。

※出荷量・単価・販売額はJA出荷分
データは6月30日時点
[]内は平年同時期との比較

鳥獣保護管理法の改正に伴う緊急銃猟について

令和7年7月22日
生活環境部

国は、令和7年4月25日に鳥獣保護管理法の一部を改正し、人の日常生活圏に危険鳥獣が侵入し緊急の措置を講ずる必要が生じた場合に、当該危険鳥獣を銃猟により捕獲できる「緊急銃猟」を創設した。

施行日は本年9月1日とされ、その具体的な運用等を示した「緊急銃猟ガイドライン」が7月8日に示された。

1 緊急銃猟の制度

緊急銃猟とは、人の日常生活圏に危険鳥獣（クマ等）が出没した際、安全確保等の措置を十分に講じた上で、市町村長が銃猟をすることができる制度。

2 緊急銃猟が可能な4つの条件

- ① 人の日常生活圏への侵入
- ② 人への危害を防止する措置が緊急に必要
- ③ 銃猟以外の方法では困難
- ④ 銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがない

3 緊急銃猟を実施する者の要件

- ① 銃猟免許を受けた者
- ② 過去1年以内に、2回以上の銃猟又は射撃の練習をしている者
- ③ 過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ、ニホンジカの捕獲等を行った経験がある者

※①、②は麻酔銃猟を除く

4 緊急銃猟の手順

手 順	内 容
① 計画の調整	選択の可否を検討など
② 安全確保	通行禁止や住民避難など
③ 緊急銃猟の条件の確認	チェックリストにより確認
④ 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託	法令等で定める要件確認、証票の受渡しなど
⑤ 緊急銃猟の実施・実施後の対応	銃猟実施、原状回復、安全確保措置の解除、損失の確認など

5 各主体の役割

主 体	主な役割
市町村長	権限主体
市町村担当者	現場の指揮、安全確保、緊急銃猟の実施、原状回復、損失補償等
捕獲の技術を有する者	緊急銃猟の実施
都道府県	市町村の支援、職員の応援派遣等

※警察の対応：これまでと同様に、地域住民等の安全確保のため避難誘導や交通規制、警戒活動等を実施。

6 緊急銃猟の運用に向けた今後の取組

- 【 国 】 緊急銃猟ガイドライン説明会（7月下旬）
- 【 県 】 ツキノワグマ対応指針の改定（7月末）
- 【 〃 】 市町村説明会の開催（8月上旬）
- 【市町村】 ツキノワグマ出没対応マニュアルの改定（8月末）
- 【 国 】 改正鳥獣保護管理法の施行（9月1日）
- 【 〃 】 現地研修会の開催（全国5箇所）
 - ※うち1箇所は秋田県内で開催予定（9月中）
- 【市町村】 緊急銃猟を取り入れた想定訓練の実施（随時）



緊急銃猟のイメージ図

(参考) クマ出没の状況

クマダス（ツキノワグマ等情報マップシステム）の集計による目撃件数は、7月15日現在で、1,780件（4月1日～7月15日速報値）であり、大半は集落や市街地など、人の生活圏での目撃である。

(単位：件)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R7	84	393	804	499									1,780
R6	70	175	208	204	222	83	37	63	115	133	7	23	1,340
R5	27	142	215	255	253	636	1,472	583	80	15	20	25	3,723
R4	19	104	260	197	91	40	11	4	1		1	2	730
R3	23	94	157	213	143	95	100	31	5		1	2	864
R2	17	77	198	204	193	70	116	43	8		2	3	931

※R6年7月までは、県警集計による目撃件数で、同8月以降はクマダスによる目撃件数（一般投稿分含む）。